

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

政府は、この法律の施行後速やかに、地方公共団体情報システム機構の保有する情報の一層の公開を図る観点から、その保有する情報を公開するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

(附則第三条関係)